

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース  
2015/6/19号 (No. 204)

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 2015年度第2回中国IPG全体会合・ジェトロ知財セミナーのご案内

標記に関し、2015年度第2回中国IPG全体会合およびジェトロ知財セミナーを下記の通り開催しますのでご案内申し上げます。

本会合・セミナーは2部制になっており、第1部は中国IPG会員のみが参加可能です（会員登録制度等につきましては、以下のURLをご参照ください。

[http://www.jetro-pkip.org/html/ipghd\\_1.html](http://www.jetro-pkip.org/html/ipghd_1.html)）。

第2部からのご参加につきましては、上記会員登録は不要です。

多くの皆様のご参加をお待ちしております。

記

【日時】2015年7月9日（木） 13:30～17:00（13:00受付開始）

【受付】中国IPG全体会合 13:00より

ジェトロ知財セミナー 14:30より

【場所】広州天河新天希爾頓酒店 4階M2会議室（天河ヒルトンホテル）

（HILTON GUANGZHOU TIANHE、天河区林和西横路215号、TEL 020-6683-9999）

【議事】

<第一部> 中国IPG全体会合 13:30～14:30（中国IPG会員のみ）

- ・6～7月までのIPG活動等の各種報告
- ・その他配布資料の説明及び事務連絡

<第二部> ジェトロ知財セミナー 15:00～17:00（一般公開）※同時通訳

- ・講演(1) 15:00～15:30

【テーマ】 黄埔税関2014年度知的財産保護活動取組のご紹介

【講師】 何成鏢 黄埔税関 法規処 副処長

- ・講演(2) 15:30～16:15

【テーマ】 中国企業の知的財産権保護実務のご紹介（仮）

【講師】 調整中

- ・講演(3) 16:15～17:00

【テーマ】 5者連携による最も有効的且つ積極的な税関対策及び製造元への取締  
～税関・公安・法律事務所・調査会社・権利者連携の税関対策～

【講師】 潘徳山 上海駿麒知識産権服務有限公司 董事長

※上記時間は質疑応答を含んだ時間です。

※上記プログラム案は予告なく変更される可能性があります。

【お申込み方法】

ご出席のご連絡は、下記リンクの「参加申し込み表」にご記入の上、事務局（ジェトロ広州：PCG@jetro.go.jp）までお申し付けください。

<http://www5.jetro.go.jp/newsletter/guangzhouip/2015/regiform150608.doc>

【お問い合わせ】

中国 IPG 事務局（ジェットロ広州事務所）  
住所：中国広東省広州市天河北路 233 号 中信広場 2601 室  
電話：+86-20-8752-0060 ファックス：+86-20-8752-0077  
郵便番号：510613 E-mail：PCG@jetro.go.jp

2. 2015 年度中小企業知的財産活動支援事業のお知らせ

ジェットロでは中小企業の模倣品対策サポートのため、2015 年度中小企業知的財産活動支援事業の公募を開始いたしました。

今年度は、これまで実施してきた模倣品の調査および摘発への助成に加え、新たに防衛型侵害対策にかかる費用を助成する事業を実施いたします。詳しくは、下記事業概要をご覧ください。

【事業概要】

(1) 模倣品対策支援事業

ジェットロが現地の調査機関に委託し、模倣品の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等についての調査、一部の権利行使を行い、費用の 2/3（上限額 400 万円）を助成します。

※一部の権利行使とは、警告および中国における商標権侵害の行政摘発を指します。

同事業の助成条件や助成対象者（中小企業者の定義）、助成内容等の詳細につきましては、次の URL の公募要領をご覧くださいの上、不な点等ございましたらジェットロ知的財産課までお問合せ下さい。

URL：http://www.jetro.go.jp/services/ip\_service/

申請受付期限：2015 年 10 月 30 日（金）

※17：00 必着（期限内随時受付）

※上記期限内でも予算がなくなり次第締め切りとなりますので、お早めにお申し込み下さい。

<2014 年度実績>

2014 年度には 11 件の侵害調査を実施しました。（中国 10 件、米国 1 件）

(2) 防衛型侵害対策支援事業

海外での産業財産権に係る係争に巻き込まれており、その係争に基づく防衛型侵害対策を行おうとする企業に対し、当該係争にかかった費用の 2/3（上限額 500 万円）を助成します。

助成対象となる係争とは、以下の場合を指します。

① 冒認出願等で産業財産権を先取りした外国企業から訴えられてしまった場合。

② 無審査によって取得できる産業財産権が並存していることにより、相手方外国企業から権利侵害を主張されている場合。

③ 産業財産権を保持しつつも事業を実施していない企業（所謂パテント・トロール）から権利侵害で訴えられてしまった場合。

同事業の助成条件や助成対象者（中小企業者の定義）、助成内容等の詳細につきましては、次の URL の公募要領をご覧くださいの上、不明な点等ございましたら、ジェットロ知的財産課までお問合せ下さい。

URL：http://www.jetro.go.jp/services/ip\_service\_overseas

申請受付期限：2015 年 10 月 30 日（金）

※17：00 必着（期限内随時受付）

※上記期限内でも予算がなくなり次第締め切りとなりますので、お早めにお申し込み下さい。

【上記2件の事業に関するお問い合わせは、以下担当者までお願い致します。】

ジェトロ知的財産課

担当：南澤、唐澤、佐藤、谷波、宮本

TEL：(03)3582-5198 FAX：(03)3585-7289

E-mail：CHIZAI@jetro.go.jp

---

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 国家知識産権局が改正「専利行政法執行弁法」を發布、7月1日より施行(国家知識産権網 2015年6月3日)
2. 「専利法」改正に関する意匠制度シンポジウムを杭州で開催(国家知識産権網 2015年6月8日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局、クラウド特許審査システムを運用開始(国家知識産権網 2015年6月3日)
2. 中国発改委、戦略的新興産業の発展を支援する政策を発表へ(国家知識産権網 2015年6月10日)
3. 申長雨局長がペルー・競争防衛知的財産権保護庁を訪問(中国知識産権資訊網 2015年6月10日)
4. 国家知識産権局、PCT制度発展状況に関する調査報告書を発表(国家知識産権戦略網 2015年6月9日)

○ 地方政府の動き

1. 上海市、グローバルな影響力ある科学革新中心地建設に関する意見を採択(国家知識産権網 2015年6月3日)
2. 天津自貿区で自動車の並行輸入を解禁、6月より試行開始(天津市政府公式サイト 2015年6月3日)
3. 北京、大学と代理機構が共同研究開発センターを設立(国家知識産権網 2015年6月3日)
4. 江蘇省知識産権局、知的財産権紛争の人民調停活動を推進(国家知識産権網 2015年6月8日)
5. 3Dプリンティング産業連盟が上海で発足＝知能製造イノベーション・センターを目指し(上海市政府公式サイト 2015年6月1日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 工商総局、昨年の商標権侵害などに関する典型的事例を公表(国家知識産権戦略網 2015年6月2日)
2. 上海市、1～4月に権利侵害模倣品関連事件746件を摘発(中国打撃侵権工作網 2015年5月29日)
3. 電子商取引分野の模倣品摘発技術で中国とフランスが交流(国家知識産権網 2015年6月6日)

○ 統計関連

1. 中国、2014年ネット販売関連の苦情が3倍増(工商総局公式サイト 2015年6月3日)
2. 「2014中国林業知的財産権年度報告書」出版、林業植物新品種が1515件に(国家知識産権戦略網 2015年6月1日)

○ その他知財関連

1. 第6回日中韓人材育成機関長会合が北京で開催(国家知識産権網 2015年6月5日)

---

● ニュース本文

## ○法律・法規等

## ★★★1. 国家知識産権局が改正「専利行政法執行弁法」を發布、7月1日より施行★★★

5月29日、国家知識産権局は、改正「専利行政法執行弁法」を發布した。7月1日より施行される。

専利（特許、実用新案、意匠）保護活動で浮上した課題に対応し、国の関連政策を徹底し、地方の専利行政法執行活動の規範化を促すことを狙い、国家知識産権局は2011年2月に施行された現行「専利行政法執行弁法」を改正し、このほど開いた業務会議で同「弁法」を採択した。

改正案には、▽法に則った専利行政法執行活動の強化、▽法執行手続きの改善と法執行業務の規範化、法執行関連情報の適時な公開、▽展示会と電子商取引分野における権利紛争処理——などに関する内容が盛り込まれている。

(出典：国家知識産権網 2015年6月3日)

## ★★★2. 「専利法」改正に関する意匠制度シンポジウムを杭州で開催★★★

6月2日、国家知識産権局は「専利法」中の意匠制度を議論するシンポジウムを杭州市で開催した。「専利法」の第4回改正作業を推進し、意見やアドバイスを幅広く募集することが狙い。国家知識産権局・専利局の意匠審査部、浙江省知識産権局の関係責任者と、専利代理事務所や企業の代表が会議に出席した。

意匠審査部の責任者がシンポジウムで、「専利法」改正案の意匠制度関連内容を説明した。参会者らは専利保護の強化、意匠審査制度の整備、権利保護環境の改善などの議題をめぐって議論を交わした。

意匠制度の改正は第4回「専利法」改正作業の主要課題である。同シンポジウムの開催で、浙江省企業の意匠制度への理解と、知的財産権保護・運用能力の向上を促進することが期待される。

(出典：国家知識産権網 2015年6月8日)

## ○中央政府の動き

## ★★★1. 国家知識産権局、クラウド特許審査システムを運用開始★★★

5月22日、国家知識産権局のクラウド特許審査システム（CPES）が正式運用を開始した。2013年6月に導入したクラウド特許審査試験システムの機能を改善し、アップグレードしたCPESは、世界の複数国の審査情報、公開文書を調べることができ、ユーザー間のコミュニケーションなどの機能も備える。

CPESは中国国家知識産権局、欧州特許庁、日本国特許庁、韓国特許庁、米国特許商標庁を含む16国の特許審査情報を、中国語や英語、日本語など9つの言語で提供する。システムの多言語翻訳ツールを利用すれば、中国語、日本語、英語、韓国語など12の言語間の相互翻訳が可能である。特許審査機関の間の審査能力の共有と、審査の質・効率の向上につながることを期待される。

CPESのホームページ・アドレス（URL）は <https://www.cpes-sipo.net>

(出典：国家知識産権網 2015年6月3日)

## ★★★2. 中国発改委、戦略的新興産業の発展を支援する政策を発表へ★★★

国家発展改革委員会（発改委）はこのほど、7つの方向において戦略的新興産業の発展を支援する政策を打ち出すと発表した。技術活動や知的財産権、金融支援などの分野で重要な支援策が登場すると見られる。

この7つの方向は、▽イノベーション駆動型発展の方針の貫徹、体制・メカニズム改革の実施、革新・改革関連の試行活動の全面展開▽技術、知的財産権、人材面のサポートを強化▽財政・税務・金融支援方式を改革し、より多くの民間資本が新興産業に参入するよう導く▽重要分野において、特別

な支援策を打ち出す▽新興産業の発展をリードできる新たな成長点を育成▽国際化のスピードアップ・レベルアップを促す▽発展における計画性・協調性を高めることである。

今年第1四半期のデータによると、中国の戦略的新興産業の27重点分野における営業収入が前年同期比11.1%増の3兆9644億元（1元は約20円）となった。工業全体の利益がマイナス成長となる中、戦略的新興産業は工業分野で1632億元の利益をあげた。

（出典：国家知識産権網 2015年6月10日）

### ★★★3. 申長兩局長がペルー・競争防衛知的財産権保護庁を訪問★★★

6月8日午前、国家知識産権局（SIPO）の申長兩局長が率いる代表団はペルー・競争防衛知的財産権保護庁（INDECOPI）を訪問し、INDECOPIのタサノ長官と会談を行い、「職員研修に関する共同行動プラン」を締結した。

SIPOとINDECOPIは2012年に協力覚書を締結した。会談において申長兩局長は、両国が知的財産権分野の協力で豊かな成果を上げていると指摘し、今回の会談で双方協力で新たな局面を迎えるだろうと期待を表した。タサノ長官は職員研修を含む両庁間の協力事業を高く評価し、協力事業の実施で相互理解を深め、経験共有を促進していきたいと語った。

双方は両国の知的財産権の発展・保護、特許出願・登録、知的財産権法制度の整備、遺伝資源と伝統的知識の保護などについて意見を交わした。また、中国とペルーの知的財産権作業部会の設立と、特許クラウド審査システム（CPES）に関する協力事業で合意に達した。

（出典：中国知識産権资讯网 2015年6月10日）

### ★★★4. 国家知識産権局、PCT制度発展状況に関する調査報告書を発表★★★

国家知識産権局はこのほど、国内出願人によるPCT出願制度の利用状況に関する調査結果をまとめた「中国におけるPCT制度の発展状況に関する調査報告書」を発表した。

報告書によると、PCT出願を利用している中国ユーザーは主に、▽出願費用が高い、▽外国の法律制度と出願手続きに詳しくないなどの課題に直面している。また、国内ユーザーは、PCT出願のコスト減と手続きのさらなる簡素化、権利登録の加速などを希望することがわかった。

「国内ユーザーはPCT出願制度の活用で長足の進歩を見せた。一方、米国や日本、欧州などに比べれば、国内段階に移行した件数と登録件数はまだ少ない」と、国家知識産権局・条法司の責任者は指摘した。

（出典：国家知識産権戦略網 2015年6月9日）

## ○地方政府の動き

### ★★★1. 上海市、グローバルな影響力ある科学革新中心地建設に関する意見を採択★★★

5月25日、中国共産党上海市第10期委員会の第8回全体会議で、「グローバルな影響力ある科学技術イノベーション中心地建設加速に関する意見」が採択された。

「意見」は科学技術イノベーションの中心地を目指す上海市の活動目標、総体的要求、イノベーションにふさわしい制度整備、環境構築、人材育成などに関する22の意見を盛り込み、知的財産権の保護・運用を強化する方針を明らかにした。

また、科学技術イノベーション中心地の建設をより一層後押しすることを狙い、「意見」は、▽知的財産権保護を強化し、▽知的財産権サービス業の発展を推進し、▽知的財産権の移転・運用を促し、▽関連政策を整備するよう求めている。

（出典：国家知識産権網 2015年6月3日）

### ★★★2. 天津自貿区で自動車の並行輸入を解禁、6月より試行開始★★★

天津市商務委員会はこのほど、天津市の中国（天津）自由貿易試験区（天津自貿区）で、自動車の並行輸入を試験実施すると発表した。試行が6月より正式にスタートする。「第1回中国（天津）自動車並行輸入フォーラム」の開催に合わせて、並行輸入に関する「実施方案」が公表された。

「実施方案」によれば、天津は、自動車の並行輸入業務を展開することで、全プロセスでトレース可能な市場モニタリング・管理システムを確立し、政府各部門によるモニタリング・管理業務を、自動車輸入、国内販売、アフターサービスなどすべての経営活動に組み込む方針だ。経営主体の規模と経営方式に基づき、試行プラットフォームと試行企業は、2種類のモデルに分類される。市場化運営に際立った実力を備え、消費者の合法的權益を保護し、試行対象基準を満たす各種所有制企業は軒並み、試行が認められる。

同市は並行輸入制度の導入を通じて、可能な経験を積み、仕入販売、アフターサービス、金融保険、保管物流が一体化した自動車輸入産業チェーンモデルを構築・完備することを目指すという。

（出典：天津市政府公式サイト 2015年6月3日）

### ★★★3. 北京、大学と代理機構が共同研究開発センターを設立★★★

5月29日、北京中強智尚知的財産権代理有限公司と北京工業大学・経済管理学院は、「知的財産権運営共同研究開発センター」と「知的財産権教学実践訓練基地」の共同設立に関する契約署名式を北京工業大学で行った。国家知識産権局・条法司の責任者と北京知識産権局の汪洪局長、北京工業大学の鄭吉春・党委書記が出席した。

北京工業大学は北京市の知的財産権専門人材育成基地である。知的財産権関連プロジェクトの研究開発、サービスなど分野で資源上の優位性を有する。北京知識産権局の指導の下、中強智尚と北京工業大学はそれぞれの優位性を生かし、「産学研用」協力モデルを導入して、知的財産権運営理論の研究、人材育成などで協力を展開し、研究開発センターと教学実践拠点を共同で設立することで合意した。

（出典：国家知識産権網 2015年6月3日）

### ★★★4. 江蘇省知識産権局、知的財産権紛争の人民調停活動を推進★★★

知的財産権紛争に関する人民調停活動を一層推進し、知的財産権の公益サービス機構の役割を十分生かせることを狙い、江蘇省知識産権局は6月2日、知的財産権紛争の人民調停活動を積極的に推進することを求める通達を出した。

通達は2015年度の主要任務として、▽人民調停委員会の設立、▽人民調停活動規則の整備、▽調停人材の育成、▽裁判所や知識産権局、仲裁機構、専門調停機構との協力体制の確立——の4つを明らかにした。

また、通達は各地方がそれぞれの実情を踏まえた人民調停活動の目標と実施計画を作成し、人民調停活動のPRを強化し、知的財産権紛争の人民調停活動を全面的に推進するよう求めている。

（出典：国家知識産権網 2015年6月8日）

### ★★★5. 3Dプリンティング産業連盟が上海で発足＝知能製造イノベーション・センターを目指し★★★

最近行われた上海初の3Dプリンティング産業大会に合わせて、「上海市増材製造協会」と「上海3Dプリンティング産業連盟」が正式に発足した。計画によると、上海市は漕河涇開発区松江新興産業パークに企業50社以上、年間生産規模100億元以上の3Dプリンティング産業基地を建築し、将来的には上海知能製造イノベーション・センターに転じることを目指す。

松江産業パークに立地した3Dプリンティング企業は、材料の研究開発、設備製造、模擬・シミュレーションなど、様々な分野を含む。そのうち、工業用3Dプリンティング設備メーカーとして、国内リーディングカンパニーの「聯泰科技会社」、3Dプリンティング技術の各業種への応用を取り扱う「光

韵達会社」、また、インターネットにおいて 3D 関連サービスを提供する業者「曼恒会社」などがある。3D 産業チェーン上下流企業の集中情勢が初歩的に形成されている。

(出典：上海市政府公式サイト 2015 年 6 月 1 日)

## ○ニセモノ、権利侵害問題

### ★★★1. 工商総局、昨年の商標権侵害などに関する典型的事例を公表★★★

国家工商行政管理総局はこのほど、工商・市場管理当局が昨年摘発した、商標権侵害と商標違法使用に関する典型的事例を公表した。

江蘇省・常熟市工商局が摘発した「シャネル」登録商標侵害事件と、安徽省・合肥市の市場監督管理局が摘発した「SAMSUNG」登録商標侵害事件、四川省・内江市工商局が摘発した「アディダス」登録商標侵害事件、広西チワン族自治区・玉林市工商局が摘発した「TCL」登録商標侵害事件など、国内外の有名商標に関わった 12 件が含まれる。

この中、「中国馳名商標」文字を宣伝に使用してはいけないとの改正「商標法」の規定に違反したとして、それぞれ浙江省・杭州市と広東省・揭陽市の工商当局が当事者に 10 万元の制裁金を科した 2 件は特に注目された。

(出典：国家知識産権戦略網 2015 年 6 月 2 日)

### ★★★2. 上海市、1～4 月に権利侵害模倣品関連事件 746 件を摘発★★★

今年 1～4 月、上海市は、全国権利侵害模倣品摘発指導グループ弁公室の要求に基づき、知的財産権侵害・模倣品製造販売を厳しく取り締まる態勢を保ちつつ、多数の重大事件を摘発した。

4 月末までの 4 ヶ月で、上海市は知的財産権・模倣品関連事件 1028 件について立件して調査し、746 件を摘発し、総額 938 万元の制裁金を科した。この中、登録商標冒用事件は立件が 379 件、摘発が 376 件、模倣品製造販売事件は立件が 50 件、摘発が 28 件であった。

上海市は次の段階の活動方針として、第 1 四半期の成果を踏まえ、重点分野、重点段階、重点商品に関する知的財産権侵害、模倣品製造販売事件の摘発を強化することとしている。

(出典：中国打撃侵權工作網 2015 年 5 月 29 日)

### ★★★3. 電子商取引分野の模倣品摘発技術で中国とフランスが交流★★★

フランスの模倣対策全国委員会は、フランス産業財産権庁と共同で開発した電子商取引模倣品監視技術の中国導入に向け、中国の政府、企業との協議・交流を進めている。同委員会の Richard Yung 委員長が先日北京で、「フランスで 6 年も実施し、模倣品が大幅に減少したなど大きな成功を収めているこの技術は、きっと、中国でも活用できる」との認識を示した。

中国最大手の電子商取引企業、アリババの関係者は、「フランス政府代表とネット上の模倣対策について数回の密接な交流を行っており、知的財産権保護の合意に達しているが、模倣品摘発技術の導入に関する協定はまだ結んでいない」と話している。

中国政府もフランスのネット上の模倣品摘発技術に興味を示している。中国国家工商行政管理総局の張茅局長は今年 2 月、フランス大使と会談する時、「フランスの管理経験を参考にし、互いに促進していきたい」と表明した。

(出典：国家知識産権網 2015 年 6 月 6 日)

## ○統計関連

### ★★★1. 中国、2014 年ネット販売関連の苦情が 3 倍増★★★

5 月 28 日、国家工商総局は国内の代表的な電子商取引企業を集めて、行政指導座談会を行った。工商総局消費者權益保護局の楊紅燦局長が会場で明らかにしたところによると、昨年、工商行政管理機

関が受理したネットショッピングに関する苦情は7万7800件余りに上り、前年同期に比べ3倍以上増えた。

楊紅燦局長によると、2014年、全国の工商機関が受理したネットショッピングに関する苦情が7万7800件、同期比356.6%増加した。苦情は契約、アフターサービス、品質などの問題に集中している。商品別で見れば、携帯電話や衣料品、テレビ、パソコンなどに関する苦情が最も多いという。

ネットショッピングの消費者の権益を守るため、国家工商総局は今年3月、経営者に対し、「消費者権益保護法」で定められた責任と義務を履行するよう促す制度を打ち出した。

(出典：工商総局公式サイト 2015年6月3日)

### ★★★2. 「2014中国林業知的財産権年度報告書」出版、林業植物新品種が1515件に★★★

国家林業局科学技術発展センターと国家林業局知的財産権研究センターが作成した「2014中国林業知的財産権年度報告書」がこのほど正式に出版された。

報告書では昨年の林業知的財産権活動の進捗状況と実績をまとめている。2014年、国家林業局の植物新品種保護弁公室は、国内外から植物新品種出願254件を受理し、169件の登録を認めた。国家知識産権局が運営する中国専利（特許、実用新案、意匠）データベースに公開されている林業関連専利は3万1512件に達する。この中で、研究機関が保有する専利は749件、大学が保有する専利は2364件であった。

2014年末時点の林業植物新品種の累計出願件数は1515件、登録件数は827件で、林業関連専利は特許9万3328件を含む18万5707件であった。

(出典：国家知識産権戦略網 2015年6月1日)

### ○その他知財関連

#### ★★★1. 第6回日中韓人材育成機関長会合が北京で開催★★★

6月2日、第6回日中韓人材育成機関長会合が、中国・北京で開催された。中国国家知識産権局の何志敏副局長が出席し、演説を行った。

何副局長は、中国国家知識産権局と日本国特許庁、韓国特許庁が特許審査業務、特許情報共有、意匠、自動化、審判専門家交流、人材育成などの分野で展開してきた効果的で実務的協力は多くの成果を獲得していると評価した上、今回の人材育成機関長会合を通じて、知的財産権研修分野の協力を新しい段階に押し進め、3国による知的財産権分野の協力・交流に寄与して欲しいと呼びかけた。

中国知的財産権研修センター、独立行政法人工業所有権情報・研修館、韓国国際知的財産権学院の責任者が会合に出席した。

(出典：国家知識産権網 2015年6月5日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、弊部ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

発行 : JETRO 北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved